

令和3年度

特別職報酬等審議会資料
(第2回)

令和3年11月15日

日田市総務部総務課

○日田市特別職の職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第 3 項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料及び手当の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第 2 条 市長等の給料は、別表のとおりとする。

～ 省略 ～

別表（第 2 条関係）

（平19条例18・平27条例35・一部改正）

職別	種別	給料
市長	月額	872,000円
副市長	月額	710,000円
教育長	月額	602,000円

○日田市特別職の職員の給与等に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、日田市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第168号。以下「特別職給与条例」という。）の特例について定めるものとする。

(市長の給料月額の特例)

第 2 条 令和元年10月 1 日から令和 5 年 8 月 4 日までの間における市長の給料の月額は、特別職給与条例第 2 条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表左欄に掲げる職別の区分に対応する同表の右欄に定める額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、特別職給与条例第 3 条第 1 項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、特別職給与条例別表に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

2 ～ 6 略

審議にあたって考慮すべき事項

〈特別職〉

- ・ 景気の動向及び財政の状況
- ・ 他団体との均衡（県内・類似団体）

〈議 員〉

- ・ 景気の動向及び財政の状況
- ・ 他団体との均衡（県内・類似団体）
- ・ 特別職との給与水準